

## 保安規定違反区分「違反 2」と判断された項目の概要 (誤ってケーブルが敷設されていた事例について)

### ●概要

2015年9月18日、柏崎刈羽原子力発電所6号機において、計測設備電路耐震強化工事の敷設ルート確認のため、当社工事監理員と協力企業作業員が中央制御室床下内(フリーアクセス)の調査を行ったところ、床下内ケーブルピットの区分を分離する分離板(垂直分離板4枚)が倒れ、計装・制御ケーブルが異なる区分間を跨いで敷設されており、ケーブルの敷設が誤った状態であることを確認した。

本件に関して、原子力規制委員会より、2015年11月4日に指示文書「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所第6号機における不適切なケーブルの敷設に係る対応について(指示)」が発出され、2015年11月30日に調査の進捗、ならびに原因、再発防止対策を取りまとめ、原子力規制委員会へ報告した。

### ●保安規定の該当条項等

第3条(品質保証計画)

7.2 業務に対する要求事項に関するプロセス

7.4 調達

### ●対応状況

中央制御室床下および現場ケーブルトレイの調査を進めるとともに、2015年11月30日に原子力規制委員会に報告した再発防止対策を着実に実施していく。

中央制御室床下のケーブル跨ぎについては、6号機は2015年11月6日までに、7号機は2015年12月10日までに是正処置が完了している。残りの箇所についても、調査を実施し、調査の結果を踏まえて、是正処置を鋭意進めていく。

また、追加の指示文書(2016年1月6日受領)について、適切に対応していく。

以 上